

大阪府1人当たり保険料額の傾向

現在（※）の国民健康保険制度及び所得水準を前提として、将来的な保険料水準の傾向を分析するため、納付金算定ガイドラインに基づき、一人当たり保険料額を算出。

令和6年度における大阪府一人当たり保険料額は令和元年度の一人当たり保険料額と比較して、最大約**49.6%**、最小でも約**28.7%**増加する見込み。

「団塊の世代」が後期高齢者に移行することに伴い、支援金等の増加が見込まれる。また、団塊ジュニア世代の高齢化に伴い、医療費の増加傾向も想定される。そのため、被保険者の減少と相俟って、被保険者一人当たりの負担は増加傾向にあることが見込まれる。

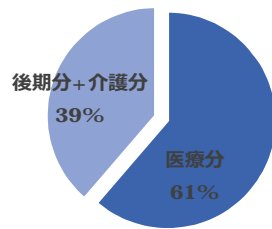
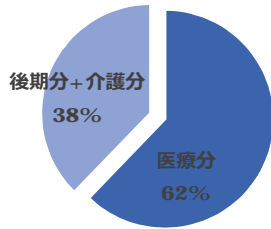
※推計時点令和2年1月14日

算定結果

※市町村激変緩和前

【令和6年度大阪府1人当たり保険料額（推計値）】

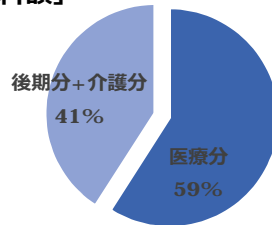
最大：1人当たり：20.8万円 **最小：1人当たり：17.9万円**
 （内訳）医療分：**12.9万円** （内訳）医療分：**11.0万円**
 後期分：**3.4万円** 後期分：**2.9万円**
 介護分：**4.5万円** 介護分：**4.0万円**



<参考>

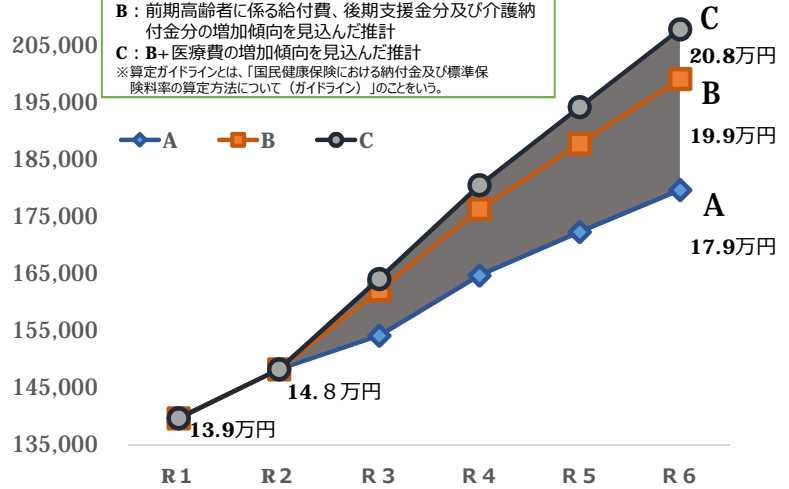
【令和元年度1人当たり保険料額】

1人当たり：**13.9万円**
 （内訳）医療分：**8.2万円**
 後期分：**2.6万円**
 介護分：**3.1万円**



保険料額の推移

A：算定ガイドライン（※）に基づき推計
 B：前期高齢者に係る給付費、後期支援金分及び介護納付金分の増加傾向を見込んだ推計
 C：B+医療費の増加傾向を見込んだ推計
 ※算定ガイドラインとは、「国民健康保険における納付金及び標準保険料率の算定方法について（ガイドライン）」のこと。



単年度伸び率	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R1⇒R6 単年度伸び率	R1⇒R6 伸び率累計
A	-	6.1%	4.1%	6.5%	4.9%	4.1%	5.2%	28.7%
B	-	6.1%	9.5%	8.6%	6.8%	5.9%	7.4%	43.1%
C	-	6.1%	10.8%	10.4%	7.2%	7.2%	8.4%	49.6%

※R2は事業費納付金算定値

算定方法

- 被保険者数**：国立社会保障・人口問題研究所「推計人口」を基に、直近の5歳階層別被保険者数をコーホート推計し、R2事業費納付金算定で用いた単年度伸び率で補正して推計
- 医療分**：①R2事業費納付金算定で用いた平成28年度からの一人当たり医療費の伸び率を用いて医療費を算定し、算定ガイドラインに基づき推計
②直近3か年の一人当たり医療費の平均伸び率を用いて医療費の増加傾向を算定し、算定ガイドラインに基づき推計
- 後期分**：③社会保険診療報酬支払基金が示す概算後期高齢者支援金額の過去5年の平均伸び率を用いて概算後期高齢者支援金額を算定し、算定ガイドラインに基づき推計
④社会保険診療報酬支払基金が示す概算後期高齢者支援金額の直近3年の平均伸び率を用いて概算後期高齢者支援金額の増加傾向を算定し、算定ガイドラインに基づき推計
- 介護分**：⑤社会保険診療報酬支払基金が示す概算介護納付金の単年度伸び率を用いて概算介護納付金を算定し、算定ガイドラインに基づき推計
⑥⑤の推計方法に、R2とR1の事業費納付金算定で用いた一人当たり負担見込額の単年度伸び率を活用して概算介護納付金の増加傾向を算定し、算定ガイドラインに基づき推計

共通条件

- 被保険者数
- 介護2号被保険者数
- 医療費指数反映係数
- 所得係数：R2事業費納付金算定で用いた値で一定化
- 算定対象経費及び公費：被保険者数の伸び率を乗じて推計
※激変緩和財源：国保運営方針で定められた割合を投入
※退職に係る費用については、令和2年度以降対象者がほぼ0になり見込みが難しいため、0固定として計算
- 所得及び世帯数：被保険者数の伸び率を乗じて推計
- 収納率：R2事業費納付金算定で用いた収納率で固定

可変条件

- 保険給付費
- 前期高齢者納付金
- 前期高齢者交付金
- 後期高齢者支援金
- 介護納付金

算定における場合分け

	推計方法	保険給付費	前期納付金	前期交付金	後期	介護
A	事業費納付金算定ガイドラインに基づき推計	①	①	①	③	⑤
B	前期、後期、介護の増加傾向を見込んだ推計	①	②	②	④	⑥
C	B+医療費の増加傾向も見込んだ推計	②	②	②	④	⑥